

門真市支援対象児童等見守り強化事業者 プロポーザル評価基準

1 審査及び評価

門真市支援対象児童等見守り強化事業業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な委託事業者を選定するため、プロポーザル参加者の企画提案書類を受け、プレゼンテーションを実施し、評価基準に基づき総合的に審査及び評価を行う。

2 選定方法

- (1) 選定委員は、企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について、「3 評価項目」（以下「評価項目」という。）に基づき、提案者ごとに採点を行う。
- (2) 評価項目における合計点数の満点は80点である。
- (3) 「基本項目」と「企画提案項目」を合算した評価点（以下「提案評価点」という。）の満点は80点とし、選定に参加した委員の提案評価点を合計した点数（以下「総合点」という。）が、最も高い提案者を受注候補者として選定する。ただし、総合点が、選定に参加した委員全員が満点を付けた場合の6割に満たない者は受注候補者とししない。
- (4) 総合点が最も高い提案者が2者以上あるとき（同点のとき）は、次の①～③に基づき受注候補者を決定する。
 - ①審査項目「企画提案項目」における「事業の実施内容等」の得点が高い者
 - ②審査項目「基本項目」における「事業者のこれまでの活動内容」の得点が高い者
 - ③提案価格が低い者（提案評価の項目において、順位が決定しない場合）
- (5) 評価項目に定める各項目は、5段階で評価するものとし、各段階の配点は次のとおりとする。

提案の評価	配点	
	基本項目	企画提案項目
	5点	10点
非常に優れた提案	5点	10点
優れた提案	4点	8点
標準的な提案	3点	6点
やや低い水準の提案	2点	4点
低い水準の提案	1点	2点

3 評価項目

	評価項目	評価基準	配点
基本 項目	事業に対する基本的な考え方	法人の運営方針や理念等が本事業の主旨に合致したものであるか。 本事業の必要性について十分な説明がされていたか。	5点
	事業者のこれまでの活動内容	事業者のこれまでの活動内容が本事業に関係の深い内容か。また、これまでに国や地方公共団体（本市を含む）において本事業と類似する事業を行った実績があるか。	5点
企画 提案 項目	事業の実施内容等	事業の実施体制や訪問する者の知識や経験等が十分なものであるか。	10点
		支援対象世帯への連絡方法や訪問する際の交通手段、食料品・教材の調達・保管方法などを適切に想定しているか。	10点
		支援対象世帯を訪問する際や家庭状況等を聞き取る際に配慮すべき点を適切に想定しているか。	10点
		本市の地域特性や実情を踏まえ、他機関との連携についての具体的な提案がなされているか	10点
		業務遂行において想定される事故又は職員による児童等への性暴力等の不法行為等に対する防止策及び対応策を適切に示しているか	10点
		仕様書に定めるもののほか事業者独自の提案があるか。	10点
	個人情報保護	個人情報保護を保護するための対策と漏洩した場合の対応が適切か。	10点
提案評価点			80点